

## オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書の修正案等の概要

### 1. オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)の主な修正について **資料 2-1**

主に以下の点につき、オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）を Ver. 1.3 に修正した。

- 1) 収穫表作成システムLYC（ライクス）等の主林木と副林木の幹材積に区別がある収穫予想表を用いる場合の幹材積成長量の算定について（資料 2-1、Ⅱ-18 ページ）
- 2) 収穫予想表から幹材積成長量を算定する際に、毎年の林齢に対応した幹材積が記載されている場合と 5 年ごとの幹材積が記載されている場合の幹材積生長量の算定方法について（資料 2-1、Ⅱ-19 ページ）
- 3) 収穫予想表が毎年の林齢に対応した幹材積を記載している場合と、5 年ごとの幹材積を記載している場合における吸収量の算定方法について（資料 2-1、Ⅱ-22 ページ）

### 2. オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款の修正について **資料 2-2**

従来の利用約款では、第 3 条において制度利用者として、次の 3 項を定めていた。

- (1) オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に対してプロジェクトの申請を行う者（以下「プロジェクト事業者」という）
- (2) オフセット・クレジット（J-VER）登録簿に口座を開設する者
- (3) その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

しかしながら、利用約款の各条項において、これらの定められた利用者の書き分けが未整理だったことから、該当する主体を明確化した。

以上